

令和7年度

障害者スポーツ競技用補装具等 購入費用助成事業のお知らせ



対象者

名古屋市に住民票を有する、身体障害者または
身体障害児の方

※ご本人または同居する家族の方で、市民税所得割額が46万円
以上の方がいる場合は補助の対象外となります。
(対象者が18歳未満の場合を除く)

助成対象

スポーツ用車いす、スポーツ用義足、
ボッチャの投球のためのランプ、
障害特性に応じたeスポーツのコントローラー 等

助成金額

購入費用(税込み)の**9割 上限25万円**

申請期限

令和7年4月1日から令和8年2月16日まで

※申請前に購入したスポーツ競技用補装具等については対象と
なりません。申し込みの状況によっては、期限よりも前に申請を
打ち切る場合があります。

助成回数

1人につき、1回限り

※以前、本助成事業をご利用された方は申請できません。
また、他の補助金の交付を受ける補装具はご利用できません。

申請からの流れ、必要書類については裏面で

申請から補助金交付までの流れ

①～⑦の順に手続きを行ってください

①申請者の手続き

見積書等の取得

販売業者から見積書、当該商品のカタログを取得してください。

②申請者の手続き

補助金の申請

「申請に必要な書類」をスポーツ市民局スポーツ振興課に提出してください。

③名古屋市

補助金の交付決定

申請内容を確認し、交付決定通知書にて補助金の交付予定額をお知らせいたします。

④申請者の手続き

購入及び購入報告

交付決定通知書が届きましたら、当該商品を購入してください。購入後、「購入報告書」を領収書等とともにスポーツ市民局スポーツ振興課に提出してください。

⑦名古屋市

補助金の支払い

名古屋市から指定の口座に補助金をお支払いします。

⑥申請者の手続き

補助金の交付請求

「補助金交付請求書」にて、お振込みを希望する口座等を記入し、スポーツ市民局スポーツ振興課に提出してください。

⑤名古屋市

補助金額の確定

申請内容を確認し、補助金確定通知書にて補助金の確定額をお知らせいたします。

申請に必要な書類

交付申請書

所定の様式に記載

補装具等の見積書
及びカタログ

申請よりも前に購入した補装具等については対象外です。

障害者手帳の写し等

難病患者等の方は医療受給者証の写し等、特殊の疾病に該当することが分かる書類を提出してください。

対象者の世帯全員の
住民票の写し

世帯全員が記載された住民票を提出してください。
(続柄・本籍・マイナンバーの記載は不要です。)

委任状

対象者が18歳未満の場合は提出してください。

※申込に必要な書類はスポーツ振興課で配布しています。
また、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000153780.html>



名古屋市スポーツ市民局
スポーツ振興課

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所 西庁舎12階
電話052-972-3262
FAX052-972-4417